

補助金情報

個人・世帯向け

子育て世帯・若年夫婦の住宅購入・改修の補助

- ① 子育て世帯：中学生以下の子を扶養する世帯
 ② 若年夫婦世帯：申請日の時点で夫婦の年齢を合計して満80歳以下の夫婦世帯

■新築住宅を購入

(多世代同居等新築住宅取得支援事業)

親世帯と同居か近居する場合に、新築住宅の取得を支援します。

補助額 30万円(定額)／対象世帯

対象物件 次の全てに該当するもの

- ・新築住宅(マンションを含む)
- ・令和5年4月1日以降に契約して取得予定の住宅
- ・延べ床面積が75㎡以上のもの
- ・対象世帯が親世帯と同居又は近居(同一小学校区又は直線距離で2km以内)し、定住するための住宅であること
- ・土砂災害特別警戒区域内に所在しないもの

※住宅購入前の申請が必要です。申請前に必ず相談してください。

■中古住宅を購入、相続などで取得して改修

(子育て世帯等中古住宅取得支援事業)

中古住宅の購入や、相続等により取得した中古住宅の改修を支援します。

補助額

- ・市内在住者：対象経費の2分の1(上限30万円)
 - ・移住希望者：対象経費の2分の1(上限50万円)
- ※親世帯と同居か、近居の場合は、10万円加算。

対象物件 次の全てに該当するもの

- ・一戸建ての中古住宅で、延べ床面積が75㎡以上のもの
 - ・3カ月以上居住されていないもの
 - ・新耐震基準相当の耐震性を有するもの
 - ・土砂災害特別警戒区域内に所在しないもの
- ※住宅購入・改修前の申請が必要です。

【共通事項】

※その他条件があります。詳しくは市HPをご覧ください。

☎ まちづくり推進課(☎0848-38-9347)

公共下水道への接続を補助

公共下水道の供用開始から3年以内に行う接続工事に対し、工事費の一部を補助します。

主な対象地域

山波町浜田、久保二丁目、土堂一丁目・二丁目、天満町、栗原西一丁目、高須町東新涯
 ※順次整備(工事)を行っていますので、対象地域内でも、未供用区域や供用開始から4年以上経過した区域があります。

補助額

排水設備工事の完了時	限度額
供用開始日から1年以内に工事(先行接続工事を含む)を完了したとき	100,000円
供用開始日から1年経過後2年以内に工事を完了したとき	65,000円
供用開始日から2年経過後3年以内に工事を完了したとき	50,000円
生活扶助世帯	255,000円
供用開始日から3年以内にくみ取り便所を撤去して工事を完了したとき(上記補助額に上乘せ)	100,000円

※次の事項に該当する場合は、補助金交付の対象外です。

- ・市税や下水道事業受益者負担金を滞納している場合
- ・該当工事が、排水設備等の計画の確認を受けていない場合
- ・事業計画区域外から公共下水道に接続しようとする場合
- ・公共下水道に接続している既設の排水設備の改築と増築工事を施工する場合

☎ 上下水道局経営総務課(☎0848-29-3411)

小型浄化槽の設置・整備を補助

☎ 次の①②を満たす人

- ① 補助対象地域内で自己居住用の専用住宅(併用住宅等も含む)に小型浄化槽(10人槽以下)を設置する人
- ② 工事が令和6年2月15日(木)までに終了すること

※公共下水道事業計画区域、漁業集落排水・農業集落排水区域、団地等で共同の処理施設があり生活排水を処理している区域は補助の対象外。

■補助限度額

※補助対象工事と比較していずれか低い額を補助。

区分	5人槽	7人槽	10人槽
① 改築(単独処理浄化槽・汲取り便槽から転換) ※同一敷地内での転換に限る(既存住宅の建て替えに伴う場合も含む)。	332,000円	414,000円	548,000円
② 上記以外(新設する場合)*	166,000円	207,000円	274,000円

(*)市内で合併浄化槽の戸建て住宅に居住する人が新築する場合、小型浄化槽の設置された住宅を建て替える場合、既設小型浄化槽の更新・改築の場合は除く。

■上記区分①の人が次の工事を行う場合、補助額を加算します。

工事内容	補助額	
宅内配管工事	既設の住宅等に設置されたものの転換	300,000円
	新築と同様の増改築・建替えの場合	150,000円
既存設備の撤去に必要な工事(浄化槽設置にあたり撤去が必要で、同一敷地内に設置する場合に限る)	単独処理浄化槽の完全撤去	120,000円
	汲み取り便槽の完全撤去	90,000円

☎ 上下水道局下水道課(☎0848-29-7010)

地域づくり

鳥獣防護さく等設置事業補助金

有害鳥獣による農作物被害やイノシシ等の市街地出沒による人身被害を防ぐため、防護さく等の購入を助成します。(それぞれ1年度1回まで)

■農林業者対象

対象種目

防護さく(トタン・溶接金網)、電気さく、防鳥ネット、捕獲わな(箱わな・囲いわな) ※工事費は除く。

補助額

個人：対象経費の3分の1か、30,000円のどちらか低い額
 法人か2戸以上の農林業者(2戸以上で隣接する2筆以上の農地を囲む場合)：対象経費の2分の1か、70,000円のどちらか低い額

☎ 市内に農林地を有する農林業者

■非農林業者対象

対象種目 防護さく(溶接金網)

補助額 対象経費相当額 上限額10万円

☎ 町内会等非農林業者で組織する団体で、次の全てを満たすもの。

- ① 人その他財産に関する被害を受けている10戸以上の者で構成していること
- ② 団体等の主催で出前講座開催により有害鳥獣対策を学習すること
- ③ 防護さくの継続的管理ができること

☎ 農林水産課(☎0848-38-9473)

御調支所まちおこし課(☎0848-76-2922)

向島支所まちおこし課(☎0848-44-0112)

因島総合支所まちおこし課(☎0845-26-6212)

瀬戸田支所まちおこし課(☎0845-27-2212)

まちづくり活動への補助金

市民の皆さんによる自主的なまちづくり活動に対し、対象経費の一部を支援します。

☎ 次の①②いずれかの部門に該当する団体

- ①【地域コミュニティ部門】町内会・区長会等の住民自治組織や地区社会福祉協議会等
- ②【市民活動団体部門】市内在住か通勤している人が5人以上の団体

補助金額

対象経費の3分の2以内(上限額1年目50万円、2年目以降30万円) ※最長3年まで。

☎ 6月2日(金)までに、所定の様式を提出 ※後日審査あり。

☎ 政策企画課(☎0848-38-9435)

事業者向け

創業支援

☎ 商工課(☎0848-38-9182)

■新規創業者の建物改修費を補助

☎ 令和6年1月31日(水) ※予算がなくなり次第終了。

建物改修費を助成(創業支援補助金)

- ☎ ・市内に新たに事業所を設置しようとしている新規創業者(本人か親族所有の建物で創業する人を除く)
- ・特定創業支援等事業(※)を受けた証明書を有すること
 - ・創業資金融資で事業所開設の設備資金を対象とする融資を受ける事業であること
- (※) 創業支援等事業計画に位置付けられた、商工団体等による継続的な支援。

補助額 建物の改修か修繕に要する経費の2分の1(上限50万円)

■移住して創業する人の建物改修を助成(開業支援補助金)

☎ 広島県外で1年以上事業経営を行っており、尾道市に移住して1年未満の事業者が、市内で新たに事業所を開設するための、建物の改修経費を助成。

補助額 建物の改修か修繕に要する経費の2分の1(上限50万円)

■若手創業者等応援給付金

☎ 上記補助金の交付対象者のうち、尾道市転入直前に広島県外に1年以上居住しており、申請日時点で、転入から1年を経過していない、39歳以下の人への補助金
補助額 20万円

■向島地区の空き店舗・空き家を活用した出店を助成

☎ 指定エリアで新たに店舗や開業する事業者へ、施設改修費用等の一部を助成。(エリア・申請条件など詳しくは市HPをご覧ください)

補助額 施設改修費・備品購入に要する経費の2分の1(上限250万円)

補助件数 1件(審査会にて決定)

☎ 7月31日(月)

■創業資金の利子に対する補助金

☎ 次の①～③を満たす事業者

- ① 市内に事業所を有している
- ② (株)日本政策金融公庫の創業に係る資金、広島県制度融資の創業支援資金の融資を受けて1年以内に創業した場合か、創業後1年以内に融資を受けた場合
- ③ 納税成績が良好

補助額 融資の当初2年間の支払利子相当額(年間の上限30万円。1事業者につき1回限り。)

適用期間 令和7年3月31日までの融資実行分を対象 ※融資実行日から60日以内に申請。

※詳しくはHPをご覧ください。

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
 ☎ 申込方法 申込先 ☎ 場所 ☎ 対象 ☎ 内容 ☎ 定員 ☎ 料金 ☎ 持ち参物 ☎ 締切 ☎ ホームページ